

乗用カート利用規定

【乗用カート利用規定】

第1条（目的）

この乗用カート利用規定（以下「本規定」とする。）は身延山カントリークラブ（以下「当ゴルフ場」とする。）が来場者に使用を提供するゴルフプレー用の乗用カート（以下「カート」とする。）の利用に関する取扱い、関連事項を定めることにより、当ゴルフ場の利用者、施設の就業者等の安全及び、当ゴルフ場の各施設の管理保全の維持、向上を以って、当ゴルフ場での快適なゴルフプレーを実現することを目的とします。

第2条（遵守義務）

カートの運転者（以下「運転者」とする。）、当該カートの同乗者（以下同乗者とする。）を総称して当ゴルフ場の利用者（以下利用者とする。）は、本規定を遵守する義務を負います。

第3条（運転等の制限）

利用者は、指定されたカート道及び当ゴルフ場が別途、認めたエリアを除き、カートを走行させることはできません。

第4条（運転者の資格）

運転者は、自動車運転免許（以下「運転免許」とする。）を有する方に限り、運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方、心身の不調、酩酊、その他の事由により、正常な運転が困難な方、運転免許の資格が不適格な方は運転者となることができません。

第5条（運行責任者）

- (1) 運転者は、当該カートの運行責任者となります。
- (2) 運行責任者はカートの運行を支配し、事故防止責任を負います。
- (3) カートの運転者が交替する場合は、運行責任者の変更となることを認識し、利用者間の協議、及び責任において、これを行ってください。
- (4) カートの停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する事項は、運転手の判断と責任において、これを行い、同乗者はカートの運行に関し、運転手の指示に従ってください。

第6条（安全運転義務）

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、第三者に対する危険や危害、当該カートに対する損傷、あるいは当ゴルフ場施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

第7条（運転中の注意）

運転者は、カートの運転に際し、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 運転の開始に際しては、必ずブレーキ、その他装置が正常に作動することを確認して下さい。カートを発進させる前には、前方に人がいないこと及び障害物がないこと、同伴者が着座してアームレスト等を握り体勢を保持したことを確認して下さい。
- (2) 走行の際は、走行法等の指示表示（走行方向・徐行・停止位置等）があるときは、これに従って下さい。
- (3) 起伏のある場所、上下勾配の場所、曲折した場所を走行する場合には、予め充分原則させて低速で走行し、かつ必要に応じて同乗者に声をかけるなどして、注意を促して下さい。
- (4) カートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
- (5) カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認のうえ、駐車装置（パーキングブレーキ・フットブレーキ）を確実にかけて下さい。

第8条（同乗者の注意事項）

同乗者は、カートの利用に際し、次の事項を遵守して下さい。

- (1) カートの走行装置（電源・駆動・ハンドル・停止・駐車装置等）には、手を触れないで下さい。
- (2) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないよう留意して下さい。
- (3) カートの定員を守って乗車して下さい。

第9条（貴重品及び携帯品の責任）

ゴルフ用品を含む携帯品の管理は、利用者の責任となります。万一、当該携行品の破損、紛失、盗難等が発生した場合でも、当ゴルフ場はその責任を負いかねます。

第10条（利用の中止等）

利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。

- (1) 運転者に、運転者資格がないことが判明したとき。
- (2) 利用者に本規定、その他の約款、規則等に反する行為があったとき。
- (3) スロープレー等により、他のプレーヤーに迷惑となる行為が確認された場合。
- (4) 雷雨等の気象現象の変化に起因する緊急な事態が生じたときには、当ゴルフ場の判断により、その後のカート利用を中止させて頂く場合があります。

第 11 条（事故の場合の責任等）

- (1) 運転者が、カートの運行に関し、故意または過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損害を及ぼす事故（以下「カート事故」という。）を起こした場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- (2) 同乗者の故意または過失により、カート事故を生じ、又はカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の態様に応じ、運転者と連帯してあるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償していただきます。
- (3) カート事故の発生に当ゴルフ場の責任に帰属する事実関係が存在しない限り、当ゴルフ場はカート事故の解決に関与しません。カート事故の当事者間で解決して頂くことになります。